

実 施 仕 様 書

ふれあい推進事業によるイベント実施に関して、協定書及び本仕様書に基づき誠実に履行するものとする。なお、協定書第3、第5、第7、第12、第14における甲との連絡、調整については、甲の指定する職員（藤里森林生態系保全センター所長）と行うこと。

（目的）

第1条 このイベントは、森林ふれあい推進事業の一環として実施しているものであるため、乙は、イベントの参加者にとって、安全かつ意義あるものになるよう誠意をもって、その実施に当たらなければならない。

（保険の加入）

第2条 乙は、イベント実施に当たり、イベント参加者を保険に加入させるものとする。

（参加費の設定等）

第3条 乙は、インストラクター等の直接人件費及び旅費、保険料、通行料、施設利用料、資材・機材等の提供に要する経費、消費税相当額から算出した実費により1人当たりの参加費を設定するものとする。
2 イベントの参加費は、乙において各社等に対し支払うものとする。

（参加者の募集）

第4条 参加者の募集は乙が行うものとする。なお、乙は、参加者の募集に当たり、募集用案内の案を1部作成し甲に提出するものとする。
2 定員は20名、最小催行人数は12名とし、12名に満たない場合、若しくは、20名を超えた場合であっても、甲、乙協議の上、同意できた場合は催行するものとする。

（参加者の把握、参加者の徴収及びキャンセルの取扱い）

第5条 参加者の把握は乙が行うものとする。また、甲に申し込みがあった場合は速やかに乙へ連絡し、申し込み状況について意思疎通を図るものとする。
2 参加費の徴収、管理は乙が行うものとし、キャンセルが発生した場合の返金等についても乙がこれに対応するものとする。この場合のキャンセルの手数料は、乙が示す基準で実施するものとし、募集用案内に明記して周知するものとする。
3 参加者が確定し実施10日前には、集合場所・時間や参加に当たっての諸注意、キャンセルの場合の取扱い、当日の連絡先等を周知するものとする。

（荒天等によるイベントの中止・延期）

第6条 荒天等によりイベントの中止・延期が必要となった場合は、乙は、甲と協議してその取扱いを決定し、速やかに参加者に連絡するものとする。
なお、中止・延期に伴い発生する一切の経費は乙の負担によるものとし、参加費の返還は乙の責任において実施するものとする。

（安全講話の実施）

第7条 乙は、イベントの当日、参加者に対し、安全講話を実施するものとする。

(安全の確保)

第8条 乙は、イベント実施中、気象の変化等に注意し、参加者の安全を図らなければならない。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止)

第9条 乙は、イベントの開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベント当日の受付の際は、参加者より別紙1「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックシート」の提出を求めること。

また、イベント当日においては、別紙2「イベント等の受付対応のためのチェックシート」、及び別紙3「屋外イベントスタッフのためのチェックシート」により確認をすること

(緊急体制の整備)

第10条 乙は、イベント参加者の負傷発病に際し、迅速適切な措置がとれるよう緊急体制を整備しておかなければならない。

(立竹木の保護)

第11条 乙は、イベント実施箇所等の立竹木及び施設等に対する人為的損傷を防止するよう努めなければならない。

(山火事防止等の措置)

第12条 乙は、イベント参加者に対し、たばこの投げ捨て禁止等、火の始末の注意を呼びかけ、山火事防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には、直ちに消防機関及び甲に連絡しなければならない。

2 乙は、イベント実施に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、環境美化に努めるものとする。

(イベント実施の報告)

第13条 乙はイベントを実施した場合は、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。